

議案第 88 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
別紙のとおり
- 2 指定管理者として指定するもの
北本市北本 3 丁目 1 4 1 番地 2 大島ビル 2 階
特定非営利活動法人北本学童保育の会 うさぎっ子クラブ
理事長 林 紗矢香
- 3 指定の期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 28 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

別紙

公の施設の名称

中丸学童保育室、南学童保育室、西学童保育室、西第二学童保育室、東学童保育室、東第二学童保育室、栄学童保育室、石戸学童保育室、北学童保育室、北第二学童保育室及び中丸東学童保育室